

【ミライロ ID による確認について】

令和3年2月15日より、利用料金施設の使用料減免時の確認として障がい者手帳等の提示に加え携帯アプリ「ミライロ ID」の提示による確認も開始いたします。

必ずご自身でアプリを起動し画面の提示を行ってください。係員による操作は致しませんのでよろしくお願いいたします。

尚、ミライロ ID での確認が難しい場合は、障がい者手帳等の提示を求める場合がございます。

ミライロでの確認もできず、障がい者手帳等での確認もできない場合は、使用料の免除対応はできませんので、ご注意ください。

また、アプリのスクリーンショット並びに障がい者手帳等の写真及びコピーなどの提示においても対応致しかねますのでご了承ください。